

山梨県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱

1 趣旨・目的

この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるために県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために制定する。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2 実施方法

県が、認定資格研修を実施するに当たり、認定資格研修の全部又は一部を民間団体等に委託できる。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。ただし、現に県内の放課後児童クラブで従事している者を優先する。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、概ね100名以内とする。ただし、実施回数、研修会場の規模等により認定資格研修に支障が生じない範囲において、100名を超過した定員とすることができる。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数等

イ 研修項目、科目及び研修時間数等は別紙1とするが、必要に応じて科目を追加できる。

ロ 研修を担当する講師は、別紙1の講師要件を参考に、認定資格研修を適切に実施、指導できる者を選定する。

(4) 研修期間

1回の認定資格研修については、原則として3ヶ月以内で実施する。ただし、受講者が受講しやすいよう日程を配慮した上で、2期に分けて6ヶ月の範囲内で実施することができる。

(5) 研修教材

認定資格の教材は、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知別紙）及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」の使用を必須とする。なお、上記に加えて、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用することも可能とする。

(6) 科目の一部免除

研修対象者が、既に取得している資格等に応じて、次に掲げる研修科目を免除する。

- イ 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者
別紙1の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」
- ロ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
別紙1の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」
- ハ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者
別紙1の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

県は、受講者が認定資格研修中に、他の都道府県への転居や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合は、既修了科目については、既に履修したものとみなし、受講者の申請により「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を交付する。

なお、一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。

ただし、災害その他やむを得ない理由により、県が必要と認めるときは、当該期限を延長することができる。

4 実施手続

(1) 受講の申し込み及び受講資格等の確認

- イ 県は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するに当たり、市町村に様式第4号により受講可能人数を通知する。
- ロ 受講希望者は、受講申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、別紙2に定めた各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の写し等（以下「証明書類等」とする。）を添付の上、指定された期日までに市町村に提出する。
- ハ 市町村は、提出された受講申込書の内容を確認し、受講可能人数の範囲内で受理する。
- ニ 市町村は、受講申込者名簿を作成し、受理した受講申込書及び証明書類等（以下「受付書類等」という。）と併せて県に提出する。
- ホ 県は、受付書類等を基に履修票（様式第6号）を作成する。

(2) 受講時の本人確認

県又は事業受託者は、研修実施の際、受付において受講者の本人確認を行う。

(3) 修了の認定及び修了証の交付

県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第3号）を交付する。なお、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当する見込みの者が研修を修了した場合、当該者が基準第10条第3項各号のいずれかに該当したことを確認した後、修了証を発行する。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

県は、修了認定した履修票を「山梨県放課後児童支援員認定者名簿」として管理する。

(2) 認定者名簿の管理

県は、認定者名簿の管理に際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

県は、認定を受けた者から、山梨県放課後児童支援員認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと又は放課後児童支援員認定資格研修修了証を紛失又は汚損したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除するものとする。

イ 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

ロ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合

ハ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合

ニ 放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6 留意事項

(1) 県は、認定資格研修の実施に当たって、県内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努める。

(2) 県又は認定資格研修の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意する。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当分及び研修会場までの受講者の旅費については受講者が負担する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、放課後児童支援員等研修事業実施要綱（令和6年4月26日こ成事第438号こども家庭庁成育局長通知 別添5）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年9月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の様式第4号から様式第6号までの様式（「平成」を「令和」に改める部分に限る。）については、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(様式第 1 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

山梨県知事名

(様式第 2 号：用紙規格は日本産業規格 A 4 縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働

省令第 63 号）第 10 条第 3 項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 年 月 日
発行年月日 年 月 日

山梨県知事名

(様式第3号)

第○○○○○○○○号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準第10条第3項(平成26年厚生労働
省令第63号)に規定する研修を修了した
ことを証明する。

修了年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

山梨県知事名

(様式第4号)

子 政 第 号
令和 年 月 日

市町村長 殿

山梨県子育て支援局子育て政策課長

令和 年度放課後児童支援員認定資格研修受講可能人数通知書

山梨県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱4（1）イに基づき、貴市町村の令和 年度放課後児童支援員認定資格研修受講可能人数を 名と決定したので通知します。

つきましては、次のとおり受講申し込みをお願いします。

- 1 令和 年度放課後児童支援員認定資格研修日程
別紙のとおり
- 2 受講申し込み期限
令和 年 月 日（ ）（県へ提出、期限厳守）
- 3 受講申し込み提出書類
 - ① 受講申込書（様式第5号）
 - ② 証明書類
 - ③ 受講申込者名簿

(様式第5号)

令和 年度山梨県放課後児童支援員認定資格研修

受講申込書

放課後児童クラブ所属の有無	現在、山梨県内の放課後児童クラブに <input type="checkbox"/> 所属している <input type="checkbox"/> 所属していない ※該当する□にチェック	
所属クラブ 名称・住所	所属クラブ名 所属クラブ住所 〒	
(ふりがな) 氏名	(姓)	(名)
生年月日・性別	昭和・平成 年 月 日 (歳) 男 ・ 女	
電話番号	(日中、連絡のつく電話番号を記入してください。) — —	
本人住所	〒	
該当する 受講資格 (※1)	(該当する資格にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 1号 保育士資格 <input type="checkbox"/> 2号 社会福祉士資格 <input type="checkbox"/> 3号 高校等卒業で、2年以上児童福祉事業に従事 (放課後児童健全育成事業は児童福祉事業に該当します。) <input type="checkbox"/> 4号 教員免許状 <input type="checkbox"/> 5号 大学で所定の課程(※2)を学び卒業 <input type="checkbox"/> 6号 大学で所定の課程を学び大学院入学許可 <input type="checkbox"/> 7号 大学院で所定の課程を学び修了 <input type="checkbox"/> 8号 外国の大学で所定の課程を学び卒業 <input type="checkbox"/> 9号 高校等卒業で、2年以上放課後児童健全育成事業類似事業に従事 <input type="checkbox"/> 10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事	

※1 受講資格については、別紙2を参考に該当する番号をチェックのうえ、必要な証明書類を添付してください。

氏名変更等により現在の氏名と異なっている方は、戸籍抄本も添付してください。

※2 所定の課程とは、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を指します。

【市町村担当者記入欄】

市町村名： _____ 受付日： 令和 . .

証明書類(写し) の確認	<input type="checkbox"/> 資格証(保育士証、社会福祉士証、教員免許状) <input type="checkbox"/> 卒業証明書等 <input type="checkbox"/> 単位取得証明書等 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書(別紙様式1) <input type="checkbox"/> 市町村が適当と認めたことの確認書 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本
-----------------	--

(様式第6号)

受講者番号

市町村名

山梨県放課後児童支援員認定資格研修履修票

令和 年 月 日発行

受付前に
写真を貼付

所属クラブ名	
所属クラブ住所	〒
氏名・性別 生年月日	男・女 昭和・平成 年 月 日
電話番号	
本人住所	〒

履修科目詳細（修了印の欄に「免除」とある科目は受講不要です。）

科目名	修了印	科目名	修了印	科目名	修了印
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容		②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護		③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	
④子どもの発達理解		⑤児童期の生活と発達		⑥障害のある子どもの理解	
⑦特に配慮を必要とする子どもの理解		⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援		⑨子どもの遊びの理解と支援	
⑩障害のある子どもの育成支援		⑪保護者との連携・協力と相談支援		⑫学校・地域との連携	
⑬子どもの基本的な生活面における対応		⑭安全対策・緊急時対応		⑮放課後児童支援員の仕事内容	
⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守					

<注意事項>

- 履修票は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」の発行に必要となりますので、研修の際に持参し、修了印を受けてください。

県担当者記入欄

修了年月日

修了証番号

放課後児童支援員に係る
都道府県認定資格研修の項目・科目、時間数等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間（90分×16））】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5時間・90分×3）
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。 ○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の目的及び役割 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ○放課後児童クラブ運営指針の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針の役割 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容 ○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員認定資格制度の目的 ・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容
講師要件	ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員
備考	

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。 ○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3（4）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容 ○放課後児童クラブの社会的責任 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容 ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ ○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解 ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容 ○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利 ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等（放課後児童指導員） イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
考備	

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭福祉施策の体系と内容 ・子ども・子育て支援新制度の内容 ○障害児福祉施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・今日の障害児福祉施策の内容 ・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連 ○児童虐待防止等の施策の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容 ・社会的養護に関する施策の概要 ○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連 ・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。 ○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。 ○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達理解の基礎 <ul style="list-style-type: none"> ・発達概念 ・発達の時期区分と特徴 ○子どもの遊びや生活と発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの大切さ ○子どもの発達理解と育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ ・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○児童期の一般的な特徴を学んでいる。 ○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 ○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解することへの気づきを促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達と児童期 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。 ○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。 ○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの障害についての基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念 ・障害のある子どもの発達の特徴 ○発達障害についての基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義と障害特性 ・発達障害理解の基礎 ○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ ・障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること ○障害のある子どもと保護者を理解するための学習 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性 ・障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 養護教諭
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。 ○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。 ○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の内容と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の現状と内容 ・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性 ○特に配慮を必要とする子どもの理解 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題 ・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策 ○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解 <ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解 ・特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解 ○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割 ・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司 ウ 乳児院又は児童養護施設の長
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。 ○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。 ○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブにおける育成支援の基本 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の基本的な考え方 ・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項 ○育成支援の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営指針における育成支援の主な内容 ・育成支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応 ○育成支援における記録及び職場内での事例検討 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援における記録の必要性 ・職場内での情報共有と事例検討の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)</p>
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-④ 子どもの遊びの理解と支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。 ○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。 ○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの遊びと発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活における遊びの大切さ ・児童期の遊びの特徴と発達との関わり ○子どもの遊びと仲間関係 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自発的に遊びをつくり出すことへの理解 ・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性 ○子どもの遊びと環境 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることへの理解 ・自分で遊びを選択し創造することができるように環境を整えることへの大切さ ○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性 ・遊びの中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことへの必要性
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員) イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者 ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。 ○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。 ○専門機関等との連携のあり方について理解している。
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの受入れの考え方 ・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること ○障害のある子どもの保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの必要性 ○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 ・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ ○専門機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ ・専門機関等と連携する際の配慮事項
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員) イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
考備	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携のあり方について理解している。 ○保護者組織との連携のあり方について理解している。 ○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性 ・保護者への連絡の際に配慮すること ○保護者組織との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性 ・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性 ○保護者からの相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性 ・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員) イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
考備	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。 ○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。
ポイント	○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性 ○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること 2. 保育所、幼稚園等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性 ○子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること 3. 地域住民や関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性 ○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 ○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員) イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
備考	

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-㉓ 子どもの生活面における対応
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。 ○子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの健康管理及び情緒の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性 ・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮 ○子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性 ・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携 ○衛生管理と衛生指導 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導 ・おやつ提供時の衛生管理と衛生指導 ○食物アレルギーのある子ども等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の知識
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)</p> <p>イ 養護教諭</p> <p>ウ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>エ 医師</p> <p>オ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑭ 安全対策・緊急時対応
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<p>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。</p> <p>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。</p>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実例を活用して行うことが望ましい。</p>
主な内容	<p>○放課後児童クラブにおける子どもの安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 <p>○安全対策及び緊急時対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故やけがの防止と発生時の対応 ・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容 <p>○安全対策及び緊急時対応の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 ・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)</p> <p>イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
考備	

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。 ○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童支援員の仕事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割 ・育成支援を支える職務の内容 ○放課後児童支援員に求められる資質及び技能 <ul style="list-style-type: none"> ・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容 ・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性 ○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築 ・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 ○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任 ・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)
備考	

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。 ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営管理 <ul style="list-style-type: none"> ・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容 ・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開 ○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項 ○運営内容の自己評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性 ・事業運営の自己評価と公表の必要性 ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任 ・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守
講師要件	<ul style="list-style-type: none"> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員) イ 児童厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事している児童の遊びを指導する者
考 備	

山梨県放課後児童支援員資格認定研修受講要件及び必要書類

	受講要件	必要書類
一	保育士の資格を有する者	・保育士（保母）資格証明書の写し または保育士証の写し
二	社会福祉士の資格を有する者	・社会福祉士登録証の写し
三	学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上児童福祉事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1）
四	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者	・教員免許状の写し
五	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類）
六	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類）
七	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類）
八	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書（左記受講要件を満たす単位を取得したと卒業したことを証明できる書類）
九	高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※）
十	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類（別紙様式1） ・市町村が適当と認めたことの確認書（※）

※確認書については、各市町村の放課後児童健全育成事業担当課へ依頼すること。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

運営主体名

住所

電話番号

代表者職名

代表者氏名

印

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	
生年月日	年 月 日
事業所名	
従事期間	年 月 日 から 年 月 日
従事内容	
該当資格	いずれの実務経験に該当するかチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 3号(2年以上児童福祉事業に従事) <input type="checkbox"/> 9号(2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事) <input type="checkbox"/> 10号(5年以上放課後児童健全育成事業に従事)